

不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための 経済的支援制度の確立を求める意見書を可決しました

文部科学省の「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」による義務教育段階における不登校児童生徒数は、全国で196,127人と8年連続で増加しており、滋賀県でも2,271人と、依然高水準で推移している。また、不登校の定義となっている年間欠席30日以上に当てはまらないが、学校には登校するものの、所属クラスには入らず別室で学校生活を送るなど、課題を抱えた児童生徒も多数存在していると考えられる。

こうした児童生徒の学びの場の一つとして学習活動、教育相談、体験活動などを行っているフリースクール等の民間施設等が存在する。

いわゆるフリースクール等において、提供されているものは学習に関するものや、居場所を提供するものなど多種多様である。施設へ通所するものや、ネット環境で遠隔で参加するものもある。それぞれが果たす目的に沿って運営されている。また、それらの運営費も利用者からの利用料や広く募金によるものも含まれる。利益を追求する事業者もあれば、ボランティア的な活動として行っているものも存在する。

平成27年の文部科学省「小・中学校に通っていない義務教育段階の子供が通う民間の団体・施設に関する調査」によると、こうしたフリースクール等の民間施設を利用する際には、平均約3万3千円に上るといふ月額利用料に加え、身近に通う民間施設が無い場合には遠方への通学のための身体的、時間的、心理的負担があるケースも見受けられ、保護者や子どもの負担も軽くない。

そうした現状を考えるに、政府、文部科学省でも調査および検討が進められてはいるものの、フリースクール等の民間施設利用者への経済的支援については、一部の自治体において独自に設けられているというのが現状であり、依然として支援が必要とされる方に十分に行き渡っているとは言えず、かつ迅速性が必要なことは否めない。

以上のことから、現状では、教育機会確保法第3条「基本理念」の第2項「不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること。」が十分果たされているとは言えない状態であり、より迅速に具体的対策を講じる必要がある。

よって、国において、不登校支援の一部である多様な学習機会を確保するための具体的対策として、次の事項について強く要請する。

記

教育機会確保法制定に際し、衆議院文部科学委員会と参議院文教科学委員会がそれぞれ附帯決議した内容である「不登校の児童生徒が、いわゆるフリースクール等の学校以外の場において行う多様な学習活動に対しては、その負担の軽減のための経済的支援の在り方について検討し、その結果に基づき必要な財政上の措置を講ずること」について、議論を深め、早急に対策を講じること。具体的には、利用者負担の軽減を目的として、フリースクール等の定義を示した上で必要な経済的支援対策を講じること。

以上の内容を可決し、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、文部科学大臣、衆議院議長、参議院議長 あてに提出しました。